

第1章

1990年代ラテンアメリカの地域主義

第1節 ラテンアメリカ経済の国際化

1980年代を「失われた10年」として過ごしたラテンアメリカの経済は、90年代になって安定と成長を取り戻し、再び成長地域として脚光を浴びている。「奇跡」ともてはやされたアジアの経済が予想外に深刻なスランプに陥っている今日、ラテンアメリカに対する注目はますます強まりつつある。

ラテンアメリカを回復に導いたのは、従来の輸入代替型の工業化による開発モデルとは根本的に異なる自由主義的な政策である。政策立案者たちは1980年代の経済混乱をもたらした古い開発モデルを明確に否定し、発想を大幅に転換してしまった。またこの時期に軍事政権から民政への移行が進み、軍事政権時代の孤立主義的で中央集権的な政治体制から、国際社会との関係を重視する民主的な政府へと変革された。その意味では、80年代が「失われた」というのは必ずしも妥当でなく、新しい開発パラダイムへの移行期として意味のある時代であった。

現在実施されている重要な経済政策を列挙すれば、(1)通貨供給を安定させてインフレーションを収束させるために必要な財政改革、(2)為替レートの安定を維持するための慎重な金融政策、(3)貿易自由化、(4)外国投資の自由化、(5)国営企業の民営化、などである。もちろんこれらの政策は相互に関連している。物価と為替レートの安定は整合的な金融・財政政策によってのみ可能であるし、貿易自由化による輸入物価の低下は物価の安定にも寄与した。民

営化や貿易自由化によって直接投資が増加したことは、外貨準備を潤沢にし、為替レートの安定を可能にした。直接投資の増加は国内のマクロ経済の安定化が前提になっていることはいうまでもない。

経済安定を回復したラテンアメリカ諸国における、経済政策の新たな重点課題は国際化である。それは、貿易拡大を通じた資源配分の効率化と、外国投資を促進することが成長をもたらすことを期待するものである。

貿易障壁の自由化は、一部の国では1980年代後半から、その他の国々では90年代前半に本格化した。多くの国では、いまだハイパー・インフレーションによりマクロ経済が著しく混乱した状態、あるいは安定化を達成する途上にあったにもかかわらず、貿易自由化の流れは不可逆的なものとなり、次々とGATT加盟も果たした。最も早く貿易自由化に着手したのはチリで、79年にはすでに一律関税を適用した。83年の金融危機の際に関税率は一時的に35%に引き上げられたが、85年から自由化を再開し、91年には現行の11%に引き下げられた。メキシコの貿易自由化はデラマドリ政権下の85年に開始され、サリナス政権下の88～94年に大きな進捗をみた。アルゼンチンでは91年に平均関税率を30%から18%に引き下げた。その他の国においても、平均関税率の引下げが進んだ。

1995年の関税率の状況を表1とそれを図示した図1で表わした。各国の平均関税率は9～16%の水準にあり、引下げがかなり進んだことが読みとれる。最高税率はメキシコとブラジルを除けばおおむね30～40%の水準にあり、これはかつてのように禁止的に高いという水準ではなくなってきている。ただし、図1でブラジルについて特徴的に二つの山がみられるように、加工度の高い製品には20～30%と比較的高い関税がかけられる傾向があり、依然として関税引下げの余地があることがわかる。

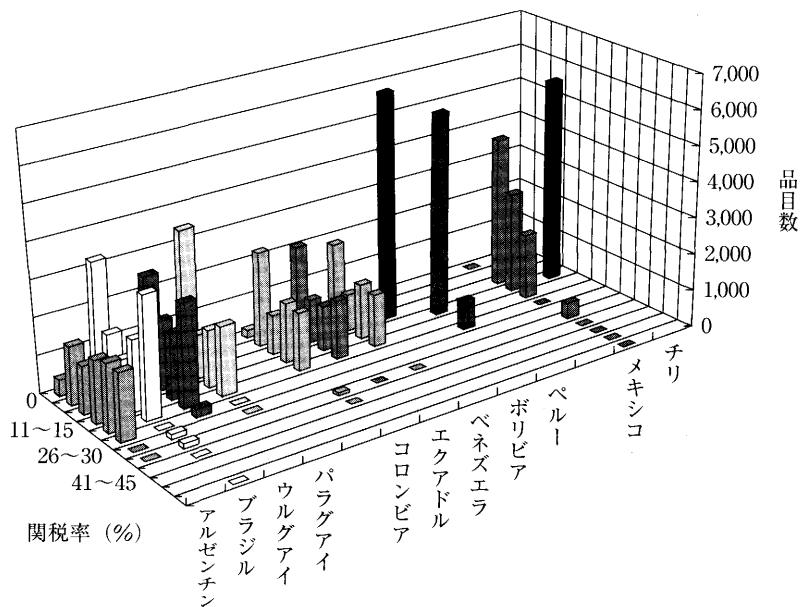
貿易自由化の影響を受けて、1990年から96年の間に、ラテンアメリカからの輸出の伸びは年平均9.0%，輸入は12.9%を記録し、世界全体の貿易額の拡大(年平均7.1%)を上回るスピードで成長した。これにともなって、世界貿易全体に占めるラテンアメリカのシェアは90年から96年の間で4.23%から

表1 ラテンアメリカ統合機構（ALADI）加盟国の関税階層別品目数（1996年）

	最高税率(%)	平均税率(%)	0%	1	6	11	16	21	26	31	36	41	46	51%以上
アルゼンチン	33	14	446	1,624	1,360	1,757	1,877	1,862	139	123				
ブラジル	70	9	3,066	1,686	1,267	1,963	3,320	3	68	133	12			31
ウルグアイ	30	10	637	2,926	1,917	1,799	2,816	162						
パラグアイ	30	9	264	3,976	1,318	1,656	1,898	1	5					
コロンビア	40	11	190	2,669	1,043	1,666	1,622			45	1			
エクアドル	35	11	212	2,474	1,177	1,254	1,623			15				
ベネズエラ	35	12	143	2,263	1,060	1,604	1,517			13				
ボリビア	10	10		412	6,366				866					
ペルー	25	16				5,634				477	1	15	1	49
メキシコ	260	15	1	64	4,321	2,920	1,866	3						
チリ	11	11	22			5,790								

(出所) CEPAL [1996].

図1 関税率別品目数（1996年）



(出所) 表1より作成。

4.73%へ、輸入は3.56%から5.04%へとわずかながら拡大した。

外国投資の自由化にも進展がみられた。かつて外国企業を差別ないし規制する政策がとられ、いくつかの戦略的な産業では国家が直接の供給者として独占国営企業を運営してきた。現在では、ラテンアメリカのほとんどの国において外国投資は国内資本と同等の待遇を受けられるように法改正がなされた。国営企業の大部分は民営化され、そのうち外国企業によって買収されたものも少なくない。

もちろんラテンアメリカの現在の状況にもいくつかの問題点は存在する。最も象徴的な出来事はメキシコが経験した通貨危機であった。外国投資が自由化されているために、為替レート安定化のために高金利を維持していると、大量の短期資金が流入する。このためにマクロ・バランスにおける投資超過と経常収支赤字は急速に拡大した。短期資本の借入れに強く依存するようになったメキシコは投機的なアタックのリスクに晒された。ついに、1994年末には急激な資本逃避によって対外債務の償還に支障を来すほどに外貨準備が払底し、通貨価値の暴落を余儀なくされた。

メキシコ危機は、一連の自由主義的改革が不可逆的なものかどうかをみる格好の試金石となった。1980年代の債務危機時、ラテンアメリカ全域において国際収支を改善するために輸入が規制されるようになり、また国際金融市场への復帰までには相当の時間を費やした。しかし、今回の危機に際してはメキシコをはじめとしてラテンアメリカ諸国はかつてのように孤立を深めることなく、自由化路線を堅持した。結果的に、再び資本が流入するようになるまでに1年を要しなかった。

このように貿易、金融の両面で世界経済に開放され、これと強く結びついていく経済の国際化は1990年代ラテンアメリカの主要な特徴である。国際化は一方では外との関係が深まることによるリスクを高めつつも、投資を喚起してこの地域の経済成長を促進している。

第2節 國際化と地域主義

國際化が進むラテンアメリカ経済であるが、本書は、それと同時に近隣諸国との間で特別な協力関係を築き上げようとする地域主義の動きがみられることに注目している。本題に進む前に、本書で用いられる地域主義の概念について整理しておこう。

1. 「地域主義」の概念

地域とは目的に応じてその境界を随意に設定することができる地理的範囲である。国や地方自治体が法的根拠によって境界が設定されているのに対し、地域を特徴づけているのは、その構成範囲における、歴史、文化、自然環境、あるいは制度的な理由での何らかの共通した性質である。地域の範囲はある国的一部分である場合(例えば関西、関東)、複数の国の部分を集めたものである場合(例えば、「成長の三角形」)，いくつかの国からなる地理的範囲の総称である場合(例えばラテンアメリカ)など、さまざまである。本書で地域という場合には、とくに断らないかぎり、複数の主権国家から構成されている、国よりも広い地理的範囲を指している。

さらに、本書で論じられる「地域」には三つのレベルがある。我々が全体像を探ろうとしているのは「ラテンアメリカ地域」で、そこにはメキシコ、中米地峡、および南米大陸とカリブ島嶼部が含まれる。本書の第3章以降の分析の中心となる単位は、ラテンアメリカ地域を構成している、「中米」、「カリブ」、「アンデス」、「南米南部」である。これらの諸地域を構成する国々は、文化的・歴史的な共通点が多く、同じような発展段階にある。ただし、メキシコはラテンアメリカ地域にありながら米国、カナダとともに「北米」地域を形成する特異な地政学的位置にあることを指摘しておかなければならない。そして、最も広い地域概念は、ラテンアメリカ地域に米国とカナダを加えた、

アラスカからホーン岬に至る「米州」(Americas)である。いうまでもなく、米州は超大国米国の強い影響力のもとにあり、北米先進国とラテンアメリカの発展途上国の中には際だった経済格差が存在する。

地域主義とは、何らかの目的のために「地域」を成立させようとする集団的意思、と定義できる⁽¹⁾。すなわち、「地域」が行動主体として機能するためには、ある地理的範囲が前述のように単に共通した性質をもっているだけではなく、共通の目的を追求するための集団的意思決定の仕組みをもつていなければならない。その際に、欧州連合(EU)のように、参加国の共通目的を実現するために一定範囲で常設の超国家的地域機構に国家主権の移譲を行う場合と、参加国政府の代表によって構成される政府間機構として存在する地域機構の決定が、必ずしも構成国の主権を拘束しない場合がある。前者を「地域統合」、後者を「地域協力」と区別することもあるが、本書ではそうした区別は行わない。

2. ラテンアメリカの地域主義

以上のように地域主義を定義したうえで、我々は、第1の論点として、意思決定の単位として、「中米」、「カリブ」、「アンデス」、「南米南部」、および「北米」がどのように機能しているか、に注目している。これらは貿易協定であり、本書では経済関係を中心に、貿易・投資関係の深まりに主たる関心が払われるが、もちろん地域協力は経済だけではなく、社会的・政治的な側面にも及んでいる。例えば、中米、カリブ、アンデスでは地域レベルでの議会、裁判所、高等教育機関を備え、常設の統合事務局を置いている。そのような超国家的機構をもたない南米南部にあっても、1996年に政治的協力を強化する合意を結んだ。そのもとで、加盟国に非民主的な政権が誕生した場合にはメルコスルの資格を失うことを確認してパラグアイでの軍事クーデターの動きを牽制し、アルゼンチンのマルビナス(フォークランド)諸島の領有権を共同で主張した。それぞれの地域では、経済的および非経済的な得失をど

のように勘案し、いかなる意思を実現しようとして、国々が結集しているのであろうか。その論理構造を地域ごとの特性を考慮しながら分析しなければならない。

第2の論点は、「米州」というフレームワークが実質的にどの程度意味をもっているのかという点である。かつて「米州」という枠組みでの行動は、集団的安全保障を目的として第二次世界大戦直後に発足した米州機構(OAS)を舞台にして展開し、とくに1960年代には米国主導の反共産主義同盟として発展した。今日ではそのような性格は払拭された結果、主たる目的は経済・社会的な開発協力に移ったが⁽²⁾、その活動は次第に停滞していった。

1994年12月にマイアミでOASに加盟している34カ国⁽³⁾の首脳が一堂に会する米州サミットが開催されて以来、米州が地域主義の単位として再び機能をもつようになり、OASの役割も再び強化されつつある。そのなかで中心となるのは、米州地域を包括する米州自由貿易圏(FTAA)の設立に向けた動きである。ラテンアメリカ諸国にとって米国との貿易関係が重要であることは否定しえないが、今後それは生命線といえるくらい重要な存在となっていくのか、あるいは国際化の流れのなかにおいては、オプションの一つにすぎないのだろうか。

第3の論点は、ラテンアメリカ地域という、米州において絶対的な影響力をもつ米国を除く広域的な枠組みの重要性についてである。ラテンアメリカおよびカリブでは米国の影響の恩恵を受けていながらも、反面そうした影響力は潜在的な脅威ともなるので、ときとして米国に拮抗するような交渉力を発揮しなければ権益を守れない。そのようなアンビバレンスはラテンアメリカをめぐる国際関係の特徴といえる⁽⁴⁾。

米国を除いたラテンアメリカ地域の協力機構として重要なものの、キューバを加えて1970年代に結成されたラテンアメリカ経済機構(SELA)や、中米和平プロセスへの米国の干渉を排除してラテンアメリカ諸国のイニシアティブで糸口を見いだそうとしたコンタドーラ・グループとコンタドーラ支援グループから発展したリオ・グループなどがある。これらの場においては、ラ

テンアメリカ地域の利害を代表して、例えば、米国による対キューバ経済封鎖への反対やラテンアメリカとヨーロッパとの関係強化をうたった声明が出されたことがある。また、FTAAに向けた動きがある一方で、南米南部とアンデス、あるいはメキシコ、中米、カリブ、コロンビア、ベネズエラといったカリブ海を囲む国々の間で、米国抜きの統合枠組みを優先させようという動きもみられる。「米州」という枠組みが模索される今日、はたして「ラテンアメリカ」対「北米」という対立構図はどのような意味をもちうるのであろうか。この点についても検討を加える必要があるだろう。

地域主義が実践される領域は、本来、国際関係全般でありうるが、今日のラテンアメリカを取り巻く地域主義では、経済的側面を中心とした経済地域統合が前面に押し出されていることを強調しておかなければならない。経済地域統合の中心的役割を果たしているのは自由貿易である。米州自由貿易圏の形成が米国の対ラテンアメリカ政策の中心に置かれるようになったことは、まさに象徴的である。

すでにGATTウルグアイ・ラウンドにおいて多角的な貿易自由化に進展がみられたものの、関税・非関税による貿易障壁は残されている。地域統合では、加盟国間に限って貿易障壁を撤廃する特恵貿易協定(Preferential Trade Agreement)が結ばれる。ラテンアメリカ地域では、地域経済統合は新しいアイデアではなく、すでに1960年代から試みられている。最も範囲が大きいものは、面積にしてラテンアメリカの大部分をカバーするラテンアメリカ地域統合連合(ALADI)である。加えて、地理的・歴史的な緊密性から生まれたアンデス共同体、中米共同市場、カリブ共同体といったサブ・リージョナルな枠組みの誕生も60年代に遡ることができる。

しかし、ごく最近に至るまで地域経済統合はあまり大きな意味をもたなかつた。それは、あくまで輸入代替工業化を志向した保護主義的な貿易・産業政策の延長線上に地域市場の形成が位置づけられ、一国レベルの市場規模に制約されない広域市場での輸入代替の手段として地域経済統合が用いられたためである。対外的な貿易障壁は非常に高く設定されたうえ、域内の貿易

自由化に関しても加盟国の利害がしばしば対立して、進展が遅かった⁽⁵⁾。アンデスや中米のように域内自由化がかなり実施された場合にも、域内の分業体制は市場の力により自ずと決まったのではなく、政府間の交渉により計画的に配置された。しかし、実際には効率的な産業配置を実現することは、政府の能力をはるかに超えていた。1980年代にラテンアメリカ全域を襲った経済危機によってこれらの構想はいったん有名無実なものとなった。

しかし、1990年代の経済成長の回復とともに地域主義は復活を遂げた。既存の枠組みが再活性化されただけでなく、新しく南米南部においてメルコスルが創設され、急速に整備された。

新しい地域主義は、いくつかの点で過去のそれとは異なる特徴をもっている。第1に、前述のように各国で行われた貿易自由化の結果、輸入代替的な工業はすでに衰退して産業構造は市場メカニズムに適合したものへと変化を遂げつつある。したがって、現在の地域経済統合では対外的に設置している貿易障壁はそれほど高いものではない。第2に、過去の域内貿易自由化が選択的であったのに対して、現在ではごく一部の例外品目を除く包括的な内容となっている。これは、後述するようにGATT第24条が提示する国際的な規準に適合している。第3に、域内取引の自由化が財貿易だけに限定されず、サービス貿易や投資をカバーする範囲の広いものであるうえに、さまざまな法制度の共通化まで目指した深い経済統合を目指すものである。第4に、経済統合は新規加盟に対して開かれており、また地域統合体を単位として他の国や地域との自由貿易協定を結ぶような外への展開をみせている。このような地域主義の現状をECLACでは「開かれた地域主義」と呼んでいる⁽⁶⁾。

そして、近年みられる地域主義のもう一つの特徴は米国の参加である。伝統的に米国の通商政策はGATTを舞台とした多角的貿易交渉を基本とし、地域経済統合には関心を示さなかった。ところが、1988年にカナダとの間で米加自由貿易協定を結び、さらにこれを93年にNAFTAへと拡大させていったのである。さらに、ブッシュ政権が提案した中南米支援構想(Enterprises for the Americas Initiative: EAI)にみられたように、NAFTAの拡大版としてラ

テンアメリカの国々が米国をハブとしてスポーク状に結びついたハブ・アンド・スポーク型の経済統合を実現するシナリオが描かれた⁽⁷⁾。

米国にとっては、成長が期待されるラテンアメリカ地域の市場に優先的なアクセスを確保しておくことが重大な関心事となっている。一方、ラテンアメリカ諸国にとっては米国市場が魅力的であることは変わりがない。しかし、ラテンアメリカ地域において存在する米国に対する魅力と脅威が同時に存在するアンビバレン特な感情は、米州の統合に向かう前にラテンアメリカ地域内におけるさまざまな地域経済統合のイニシアティブを活発化させる動機の一つとなった。また、米国においてはラテンアメリカからの安価な輸入品によって失業が増大することを危惧する声が高まり、NAFTAの拡大に強く反対する声が起きた。このため、米国を軸とした米州の自由貿易へとは、容易に進展しなかった。

3. なぜ地域主義が求められているか

これまで繰り返し述べられているように、ラテンアメリカの経済政策は自由化と国際化を基軸としており、地域主義はその一環として捉えるべき現象である。したがって、輸入代替工業化戦略のなかで一国市場の狭小さを克服するために求められた、かつての地域主義とは大きく趣を異にしている。

経済自由化とは、無差別的かつ一方的に自国経済を外に対して開放すればよく、ことさらに近隣諸国を特別に扱う必要はないはずである。経済自由化のメリットを最大限に追求するなかで、地域主義アプローチに関心がもたれるのは、その方が結果の確実性と実効性、および政治的アピールの大きさなど、政策担当者にとってのさまざまな技術的な利点があるからであろう。具体的には、地域主義について次のようなメリットをあげることができる。

(1) 市場開放の互恵性

自発的な関税引下げは、割高な国内製品を安価な輸入品に置き換えること

によって消費者余剰を高め、また部品輸入を容易にして生産コストを抑制することによる競争力の強化をもたらす。しかし、反面、関税収入の喪失を招くとともに、自国の輸出市場が保護主義的であり続けた場合には輸出が拡大せず貿易収支を悪化させるおそれがある。したがって、自発的な自由化は国内において自由化によって不利益を被る階層を中心とした反対に遭いやすい。

これに対して、地域統合は相手国側も自国に対して市場を開放することを保証するので、一方的自由化よりも賛成が得やすい。また相手国市場が自国製品に対して将来にわたって開放されるよう保険をかけるような意味合いもある。例えば、チリが行っているように、多数の国と二国間で市場統合協定を結ぶことは、自国製品の市場を開拓するための貿易政策と理解される。ラテンアメリカにおいてはこれまで工業製品の輸入代替に注力してきた経緯があり、輸出は先進国向けの一次産品が中心で、競合する関係にある隣国との貿易は軽視されてきた。しかし、本来、近隣諸国とは輸送の容易さからといって貿易関係が強いことが自然であり、相互に市場を開放しあうことによってこれまでにない貿易が創出される潜在性が高い。このように、域内輸出を伸ばして産業構造の転換に刺激を与えることは、雇用の転換を容易にし、域外に向けてもいっそうの自発的自由化を可能にするであろう。

(2) 國際化のプラットホーム

地域統合は、とくに非伝統的産業に分類される企業に輸出の機会を与えると考えられている。貿易構造は地域統合の外に対しては一次産品中心であるのに対して、域内貿易は製造業品が大半を占める。

域外に対して一次産品に比較優位を有する構造は、加盟国同士で似通っており、互いに同じ市場で競争する関係にある。また資源賦存状況が似ており、どちらかが労働集約的で他方が資本集約的な産業に特化するような関係はない。そのかぎりにおいては貿易が行われる理由が存在しない。

しかし、規模の経済が重要な役割を担う製造業においては、地域統合は貿易の機会を作り出す。規模の経済が働くことによって生産量が増えれば生産

性が上昇するので、ある商品は多くの企業が少量ずつ多くの場所で生産するのではなく、極端な場合、一つの企業が1カ所で大量に生産すれば最も1単位当たりの費用が低いことになる。ただし、生産コストは低くても、市場が分割されていれば、市場間の輸送・取引のコストを上乗せして消費者が支払う価格は高くなるので、結局は市場ごとに分散されて生産が行われる。市場が統合されていれば、1カ所で生産されて統合された市場全域に供給することが最も効率的となる。そうすれば、統合以前には行われなかつた貿易が実現するのである。

地域統合はこのような貿易を促進する効果をもつが、とくにラテンアメリカの場合は距離的近さに加えて、言語的、文化的な同質性が高いので、国との間での取引上のコストが比較的低いという利点をもっている⁽⁸⁾。地域統合以前は輸出に無関心であった企業が地域市場で経験を蓄積し、十分に低成本で供給できるだけの生産規模を実現することにより、長期的には域外にも輸出することが可能になる。このようにして、地域市場は企業の国際化のためのプラットホームとして機能することが期待される。

(3) WTOプラスの自由化

地域統合では、世界貿易機関（WTO）の多角的貿易交渉の場で合意されていない事項についても、加盟国の合意のもとで地域のルールとして実施することが可能である。WTOで規定されているルールを超える内容にまで踏み込むことを、「WTOプラス」の自由化と称するが、地域統合においてそれを行うかどうかは論議を呼んでいる。

とくに米国は、地域統合は多国間では合意が難しい自由化を行う機会であるととらえ、逆に米州からWTOにフィードバックして多角的な自由化を推進したいという意向を示している。とくに知的所有権、競争政策、サービス貿易、投資、政府調達などの競争優位にある分野について、NAFTAではすでに実現されているようなWTOプラスの自由化を、FTAAにおいても取り入れることを主張している。これに対して、ブラジルを中心とするラテンア

メリカでは、現在のWTOの規定を超える自由化はまずWTOの場で討議されるべきことで、あくまでもその枠内で自由化を議論することを主張している。ブラジルにとって、米国が主張する分野は競争力の差が歴然としていて国内企業では太刀打ちできないうえに、自由化するとしても、FTAAにおいて他の先進国との潜在的な競争がないままに米国に優先的な条件を与えてしまうことは、不利な条件を押しつけられかねないからである。

(4) 直接投資の呼び水

地域統合に参加することにより、直接投資の立地誘因が高まると考えられるのは、次のような理由からである。

第1に、市場範囲が一国から地域へと拡大することによって、規模の経済が発揮されて生産コストが採算に見合うと考えられるようになるとから、新規の参入が促される。この場合、輸送コストを節約するために、企業立地は域内において市場規模が比較的大きな国が選ばれることになるだろう。例えばメルコスルにおいては新規に参入した多国籍企業はブラジルとアルゼンチンに集中しており、パラグアイとウルグアイにはメリットが及んでいない。

第2に、加盟国間で資源賦存状況に大きな違いがある場合、域内自由貿易は分業体制を拡充させる。このような状況を利用した多国籍企業の活動を促すことができる。例えば、メキシコはNAFTAによって北米市場における労働集約的産業の生産拠点の役割を強めた。メキシコへの外国投資は米国企業によるものだけでなく、域外企業が北米向けの輸出をメキシコにおける現地生産に置き換えたものもある。

第3に、地域統合に加盟したことによって政策の大幅な変更が拘束されることになるがゆえに、そうした選択をした政府のコミットメントが評価される。その結果、自由化の継続性に対する信認が高まって、長期的視野に立った直接投資の流入を促進する効果をもちうる。

(5) 対外交渉力の強化

地域統合のメリットは、経済的な側面だけではない。多くの地域統合協定は経済厚生を向上させるために加盟国が対外政策で協調することをうたっている。こうした側面はとくに中米・カリブの小国の場合重要である。これまでも、ヨーロッパが旧植民地国からの輸入に優遇措置を与えていたロメ協定が差別的措置であるとしてWTOで問題になった際や、米国が中米・カリブ諸国を対象に輸入の免税措置を与えていた環カリブ構想(CBI)の便宜を拡大するよう交渉する局面で、地域統合の枠組みが利用された。現在も、FTAA交渉において、一国単位ではなく各地域統合が交渉単位となっている。

第3節 地域統合の経済分析

前節においては、一般論として、ラテンアメリカの地域統合は、その国際化戦略を推進するための手段となっていると論じてきた。しかし、地域統合はいくつかの技術的な利便性をもっているにもかかわらず、無差別に最恵国待遇を与える多角的な自由貿易体制と比較すれば次善の策であることは否めない。ヴァイナー(Viner)の関税同盟の研究以降、特恵貿易協定は必ずしも参加国の経済厚生を高めるとはいえないことも、明らかとなっている。それでは、どのような条件のもとであれば、地域統合は経済厚生を高める可能性が高いといえるだろうか。

加えて、地域統合が国際化と整合的である、すなわちかつてのように保護主義的な手段として用いられないということも、保証されているわけではない。どのような状況のもとで地域主義が自由化と対立するリスクが高まるといえるだろうか。また、自由貿易体制を維持するために政府はどのような問題に留意しなければならないのだろうか。

それぞれの地域統合が、経済厚生を高める貢献をしているか、あるいは保

護主義的な性格をもっていないかどうか、という設問に実証的に答えるのは非常に困難である。それは、関税撤廃が与えた効果だけを取り出して議論するのではなく、地域統合には関税撤廃以上の直接・間接のさまざまな要素が含まれているからである。

ここでは、上に掲げた二つの問題に間接的に答えるために、以下の二つのポイントについて、経済学的アプローチから得られる一般論としての考え方の指針を検討してみよう。

- (1) 地域統合は加盟国の厚生水準向上につながっているか。
- (2) 地域統合は多角的貿易自由化と整合的か。

第1の点については、Viner [1950]流の「貿易創出効果」と「貿易転換効果」という二つの伝統的な概念を用いて論点の整理を試みると同時に、Fernandez [1997]がいうところの非伝統的な効果にも注目してみた。第2の点については、地域統合の保護水準の決定を内生化した最近のいくつかの研究で得られた見解に基づいて、政府の関税率の決定が対外自由化に反対する産業界からの政治的圧力の影響を受ける政治経済学的な分析枠組みで考えてみよう。

1. 地域統合は加盟国の厚生水準を高めるか

- (1) 貿易創出効果と貿易転換効果

特恵貿易協定の厚生水準への影響は、正の効果を与える「貿易創出」と負の効果を与える「貿易転換」という二つの作用のどちらが強く現われるかに依存し、一義的には決まらないことが知られている。

例として、A、Bの2国からなる関税同盟で、二国間で貿易が完全に自由化されたおかげで、乗用車がA国からB国に大量に輸出されるようになったと考えよう。この結果B国での厚生水準は改善されるだろうか。もし、これまでB国では生産効率の悪い国産品だけが売られており、A国で乗用車をより効率的に生産できるのであれば、B国はA国に対して比較優位にある他の財

の生産に資源をシフトさせてこれを輸出し、A国から乗用車を輸入すれば、より高い消費水準を享受して、厚生水準を向上させることができる。このように、特恵貿易協定がより多くの貿易を作り出し、比較優位に基づく分業の利益が拡大することが貿易創出効果である。ところが、同じ関税率であれば、より効率的に乗用車を生産している他の外国Cから輸入されるはずであるのが、協定により優遇しているA国から（本来より割高であるにもかかわらず）買うことになることはB国民にとってマイナスであるばかりか、A国からの輸入に関税が免除されるために喪失する関税収入も含めて、厚生水準のロスが生じる。こうした、貿易が域外國から加盟国に転換されるため起るマイナスの影響が貿易転換効果である。

この分析枠組みを用いれば、貿易創出効果が貿易転換効果を上回れば地域統合は全体として厚生水準を向上させる良い結果を加盟国にもたらすが、その逆の結果が生じて厚生水準が低下することもありうることがわかる。もし地域統合後も外国との貿易構造にできるだけ変化がないようにして貿易転換を抑えることができれば、域内自由化による貿易創出効果により、必ず厚生水準を向上させる地域統合を実現することができる。このような政策にとって重要なのは、域外國への差別が高まらないように統合後の対外関税を引き上げないことと、域内統合が特定の産業部門だけを対象にした選別的なものとしないこと、である。GATTの第24条が特恵貿易協定を例外的に認める条件として対外関税の引上げの禁止と協定の包括性を規定しているのはこうした理由からである。

ただし、理論上はすべての国に対して貿易を自由化すれば貿易創出効果は最も大きくなり、かつ貿易転換が起こらないのであるから、地域主義よりも無差別な自由化が政策としては最適である。したがって、とくに貿易関係が強い国との間では可能なかぎり多くの貿易協定を結ぶことは、完全な自由貿易に近づく「次善の策」（second-best policy）となる。チリやメキシコが二国間自由貿易協定を多くの国とすでに結んでいることには、そのような論理が働いていると考えられる。

また、すでに強い貿易関係にあるか、潜在的に貿易関係が強まる可能性が認められる国と貿易を自由化することは、高い貿易創出効果を得やすいと考えられている。これはKrugman [1993] や Summers [1991] が述べている「自然な貿易相手」論であるが、地理的に接近した（とくに国境を接した）国の中では、輸送が容易で文化的にも近いから、本源的に貿易関係が強くなるはずであり、地域的な特恵貿易協定に基づいて貿易を自由化する地域統合では、貿易創出効果が大きく貿易転換効果が小さい条件が備わっているとする。したがって、地域統合はそうでない特恵貿易協定よりも厚生水準を高める可能性が高いといわれている。この視点から、Frankel, Stein and Wei [1995] は大陸間輸送費が大きければ同じ大陸内で近接した国が形成する「自然な貿易ブロック」は厚生水準を引き上げ、遠く離れた国同士が形成する「不自然な貿易ブロック」は貿易創出効果が小さく厚生水準の低下をもたらすことを証明した。同時に、もし大陸間輸送費が非常に小さく、したがって世界中のどの国とでも貿易のしやすさがあまり変わらないのであれば、貿易転換効果が優勢になるために地域統合は厚生水準を低下させるという結果を得ている。

地域統合が小規模で、その需要の如何が国際市場価格に影響を与えないものであれば、域外国の交易条件は何ら影響を受けないので、域外国に与える影響は無視できる。しかし、地域統合の結果誕生する市場圏が大規模なものとなれば、統合の結果が国際価格に影響を与えるので、域外国に与えるマイナスの影響をも考慮しなければならない。すなわち統合による貿易転換によって域外国からの輸入品が統合市場で大幅に需要を失うことになれば国際価格が下落するので、これらの国では交易条件が悪化し厚生水準の低下を見る。一方統合された国々では交易条件改善がもたらす厚生水準の上昇がみられる。域外国は重大な損失を被る可能性があるので、国際間の紛争を引き起こしかねない。中米やカリブの国々がそれまでアメリカの環カリブ構想 (CBI) の枠組みにおいて行ってきた貿易がNAFTAによってメキシコとの貿易に転換されることを懸念して、CBIのNAFTA並み待遇への拡大 (NAFTA Parity) を要求したことはこうした文脈から理解できる。この場

合, Kemp and Wan [1976]が証明したように, 域外国との貿易を変化させないように対外関税率を引き下げる政策を選ぶことができれば, 貿易転換を回避しながら貿易創出効果によってかならず厚生水準を改善する地域統合をデザインすることは可能である。この結論は, 地域統合成立後にそれまでにもまして外に対しての貿易自由化を進める必要性を示している。

(2) 規模の経済

ヴァイナーフローの分析枠組みでは, 完全競争で規模に関して収穫一定の前提がおかかれているため, 地域統合によって生産規模が拡大して効率が改善することによる効果が捨象されてしまう。貿易理論では, 規模の経済が貿易の根拠となることがすでに通説となっている。例えば, クルーゲマンは市場保護政策によって国内企業が効率的な生産規模を実現できるだけの規模の市場を与えることによって, 輸出競争力のある産業を作り出すことが可能だとした。この議論を地域統合に当てはめると, 複数の国が市場統合を行うことによって初めて存続可能な最適生産規模を実現することができる。あるいは, 市場の規模が広がることによってそのなかで供給される製品のバラエティがより多様になって, 消費者の効用を高めることになる。規模の経済が働く消費財の生産の立地は, 域内の関税が撤廃されても輸送費の影響により国内市場の大きい国が有利になるだろう。

さらには, 次のような効果も考えられる。例えば要素賦存状況が大きく異なる米国とメキシコが統合されたNAFTAの場合である。企業は2国との間に自由貿易が実現している状況を活用して, 生産工程を資本集約的なものと労働集約的なものに分けて, 前者を米国で後者をメキシコで行うことができる。生産に規模の経済が働くとすれば, 前方・後方連関が循環的に作用して「北米産」である最終製品はNAFTA以前よりも効率的に供給されることになるだろう。

規模の経済の重要性はとくに中小国の地域統合において重視されている。しかし, 貿易障壁を高く設定することによって高コストな輸入代替産業を生

み出してしまう恐れがあるので、対外関税の水準はできるだけ低くすべきであることはいうまでもない。統合された市場のなかでどこに企業が立地するのかについては、かつてのアンデスや中米の地域統合では政治的交渉に委ねられたためにさまざまな問題があったことを教訓として、企業の自由な選択に任せるべきである⁽⁹⁾。小国の地域統合の場合には、規模の経済が採算性に影響する発電所や輸送体系など社会資本を地域統合内で共有化することによってより効率的な経済システムが生まれることも期待できる。

地域統合内の生産が拡大することで、反面、地域外での生産が縮小する。地域統合が小規模である場合には域外に与えるそのマイナス効果は無視できるほどであろうが、NAFTAのように世界最大の市場が対象となった場合には、域外国からNAFTAに生産が転換される効果は域外国にとって重大な関心事である。NAFTAの場合はとくに原産地規則により電子、自動車、繊維においてメキシコへの生産転換が起こった。

(3) 地域統合と国内政策

地域統合は純粋な貿易の利益以外に国内政策にも一定の効果を及ぼす。地域統合は国際協定に基づいたものであるので、そこで合意された事項を遵守することを加盟国から要求され、相互に監視される。これによって他の加盟国から合意が得られないような政策の変更は行いにくくなる。これに対して貿易自由化がその国の自発的な行為であれば、不測の事態に対して政策を変更し、保護を強める方向に向かうことも十分ありうる。このことは、長い輸入代替工業化の歴史のなかで形成された産業界の圧力行動が強力で、また格差が生む対立が著しいラテンアメリカにおいては、重要な意味をもつ。すなわち、貿易自由化が政治的取引の対象にされて、方針転換がありうると国民・企業が予測すれば、自由化政策自体の継続性と実効性そのものが信用されず、期待される産業調整も進まない恐れがある。貿易自由化は資源配分を最適化する観点から好ましいものであっても、自由化によって交易条件が大きく変化して衰退する産業と成長する産業の間で所得分配が悪化する問題が生じる。

したがって、政府は所得再分配の目的から衰退産業を保護するように介入するインセンティブをもつ。民間部門がこのような政府の行動を予想すれば、自由化が実施されてもこれが継続的に実施されるとは考えられない。このため、スムーズな部門間資源移動による産業調整が起こらず、所得格差がより深刻となるので結果的に行われる保護の規模はさらに過剰なものとなってしまうかもしれない。

このことは、経済学理論においてマクロ経済政策への期待形成に関する議論⁽¹⁰⁾でいわれる動学的非整合性の問題と相似している。政策の信頼性の欠如から実効性が失われてしまうことを避けるためには、何らかの強い制度的、法的なコミットメントが必要である⁽¹¹⁾。この意味において、地域統合は一定の効果をもちうる。例えばメキシコがNAFTAに参加することで貿易の7～8割を依存する米国との貿易が自由化されることが制度的に確立される。そうすれば、政府がこれを裏切って保護政策に転じることができないように拘束されてしまうので、自由化の公約は額面どおりに受け取られる。

地域統合への参加は各国政府の貿易政策の自由度を大きく制限することによって、逆に自由化へのコミットメントの信頼性を高めることができる。ものはや政府の決定を覆そうとして試みられる種々のロビー活動に資源が浪費されることはなく、新しい環境に適応した産業構造への転換がよりスムーズに起こることが期待できる。このような効果はWTOのような多角的な貿易自由化交渉よりも、互いに顔の見える相手同士が監視しあい交渉する地域統合の形態において、より効果的かつ迅速に現われるといえよう。ただし、そのためには、地域統合の枠組みが自由化の目的にかなったものであることと、恒常的な拘束力をもつことが保証されていなければならない。そのような条件が満たされるのは、貿易や直接投資によって加盟国の経済とすでに深く結びついていて、地域統合からの退出はこれまで築き上げた関係を損なうことが明らかで、したがって、地域統合からの退出のコストが非常に大きい場合である。メキシコにとってのNAFTAは明らかにこのケースにあてはまり、急速な域内貿易と投資の高まりによってアルゼンチンとブラジルの関係はこ

れに近いものとなっている。一方、中米共同市場では国際収支の悪化に対して関税の上乗せを行うケースが多くたり、アンデス共同体ではペルーが一時的に脱退するなどしたように、主要な経済関係の関心が域内よりもむしろ北米に向いている場合、地域統合を離脱するコストは禁止的に高くなく、その枠組みは必ずしも政府の貿易政策を十分に拘束するものではない。

また、地域統合を重要な貿易相手国との間で成立させることによって、その相手国が一方的に保護主義に向かうことを抑止する、一種の保険としての役割も担っている。メキシコが1994年末に通貨危機に陥った際に関税の引上げを実施したが、NAFTAでの自由貿易のコミットメントは守られ、米国製品は引き続き無税で輸入された。他方、通貨価値の暴落によってメキシコから米国への輸出が急速に拡大した際も、米国はメキシコからの輸入に制限を加えるような政策をとらなかった。このことは、メキシコの金融危機からの速い立ち直りを可能にした。あるいは、貿易赤字急増に対応して導入されたブラジルの自動車輸入枠規制は、交渉によってアルゼンチンからの輸出は対象としないことになったことも、一つの例である。

地域統合が重要になるほど、他の加盟国の経済動向が大きく自国の景気に影響を与えるようになるので、互いの経済動向に重大な関心が払われるようになる。したがって、地域統合が国内政策に与える影響は貿易政策だけではなく、マクロ経済政策や国内政治動向にまで及ぶことがある。急激な為替レートの変更やインフレーション、および経済を不安定化させる非整合的なマクロ政策は域内貿易の攪乱要因となるため、マクロ経済政策にはいっそうの規律が求められるようになるとともに、相互のマクロ経済政策が調和を保つような協力が促進されるようになる。このために、経済政策の任意の大幅な変更は拘束され、継続性への信頼度が増す効果をもつ。

相互監視の効果は政治動向にも現われる。1996年にパラグアイで軍事クーデターが発生しそうになったときに、非民主的な政府はメルコスルから除名され、外交的・経済的に孤立すると他のメルコスル諸国が警告したことは、同国における民主主義の維持に貢献したといわれている。98年初めに行われ

たガイアナの大統領選挙において敗れた候補の支持者グループが選挙の不正を唱えて暴動に発展したときに、CARICOMが調停のために介入して社会的緊張の緩和に協力したことでも記憶に新しい。ある加盟国の政治的危機は地域統合全体の対外的信用を損なう結果になりかねないので、常に他国の動向に強い関心が払われるようになってきている。

最後に、地域が経済的にも政治的にも統合を深めるにつれて、共通の関心事については外交面で協調して行動できるようになることも地域統合の利点とされる。これは、一国単位よりも地域を単位とする方が交渉力が強まると考えられるためである。米国の米州地域主義への傾斜を受けてラテンアメリカの地域統合が強化されたことにも、そうした意味合いを感じができる。とくに、サンチャゴで米州サミットが行われる直前に合わせてメルコスルとアンデス共同体の間で将来の自由貿易地域形成に関する枠組み合意を結んだことは、南米ブロックとしての結束を示す狙いがあったものと思われる。

以上、地域統合が加盟国の経済厚生の増進に本当に役立っているのか、という論点について検討してきた。そのなかから知りえたことは、地域統合が真にプラスの効果をもつことができるようになるためには、対外障壁ができるだけ低く保たれて貿易転換効果を抑えつつ、域内では貿易創出効果が最大化されるように極力例外を設けない完全な自由化を実現することが基本的条件であるということである。すでに（あるいは潜在的に）貿易関係の深い国と「自然な貿易ブロック」を形成するような地域統合はそのような条件にあてはまりやすいであろう。地域ブロックの加盟国を広げたり、特恵貿易協定を結ぶ相手国を増やしたりして、自由貿易圏を拡大してゆくことも有益である。また、伝統的な貿易の利益だけではなく、地域を一つの市場としたことによって獲得される規模の経済性が一部の産業の発展を可能としたり、地域統合によって国内政策がある程度の制約を受けることでかえって政策の信頼性が増すという効果が実現するならば、外国投資の呼び水となって成果が現われるだろう。ただし、こうした非伝統的な効果は地域統合からの退出のコストが大きく拘束力の強い場合に限られる。

ただし、このような地域統合によるプラス効果は現実にはなかなか検証されにくい。例えば、1995年以降のNAFTA域内貿易は、メキシコ通貨危機によるペソ暴落とメキシコの厳しい景気後退および米国の持続的な景気拡大という環境の中で行われており、貿易自由化だけを取り出して「貿易創造」と「貿易転換」を議論することは困難である。同様に、メルコスルの活性化は、ブラジルがレアル計画によりインフレを克服して国内需要が喚起されたことの影響を強く受けている。我々が知りうることは、域外国が貿易転換効果や交易条件悪化によって悪い影響を受けず、かつ域内国にとっても経済厚生を高めやすい地域統合であるためには、域内で可能なかぎり例外なき自由化と深い統合関係を築きながら、外に対して十分に開かれたものでなければならないという、一つの指針である。NAFTAであれ、メルコスルであれ、それがきちんと基準を満たした地域統合であるかどうかは常に論争可能であり、より生産的な議論は全面的自由化と対外的な障壁を低める方向に順調に向かっているかどうかを点検し、早期にそうした進展がみられれば、これを歓迎するということである。

外に向かって「開かれた地域主義」の究極の形は多角的自由貿易であり、これが最も貿易創出効果が高く貿易転換が起こらない、効率的な資源配分を実現する。それでは、本当に地域主義から多角主義への移行は順調に起こっていくのであろうか。もし政府が国民の経済厚生を最大化するような最適関税戦略をとるのであれば、その可能性は高い。しかし、政府の貿易政策が保護を要求する産業界あるいは労働者の要求に強く影響されざるをえないすれば、地域主義は保護主義に結びつき、世界貿易をブロック化させてしまう危険性を孕んでいる。次節は、その点についての理論的な整理である。

2. 地域統合は将来的に多角的な自由貿易に結びつくか

(1) WTOと整合的な地域統合

WTOは世界全体における多角的な自由貿易体制の確立という大きな役割

を担っている。そこでは、特恵貿易協定は例外的にしか認められていない。実際にはWTOの加盟国の中で特恵貿易協定に全く加盟していないのは、日本やアジアNIEs諸国などごくわずかである。世界全体を眺めると、ヨーロッパ、米州、アジアの三つの大きな貿易ブロックが形成されつつあるような印象を与える⁽¹²⁾。

WTOの基本理念は、多角的で無差別な最恵国待遇である。すなわち、ある国に対して有利な待遇を与えるならば他のすべての国に対して自動的に同等の待遇を与えなければならない。しかし、GATT第24条ではこの原則の例外として、ある条件のもとで一部の国との間で地域統合協定を結ぶことを認めている。その条件とは、(1)他のGATT加盟国に対して貿易障壁を引き上げないこと、(2)妥当な期間内(通常は10年)に実質上すべての貿易について自由化が行われること、である。同様にGATTの第5条では、サービス貿易および労働者の移動を域内で自由にすることについても、地域統合成立後に域外に対して障壁が強まらないことと、取り決めのカバーする範囲の広さを条件として地域統合を認めている⁽¹³⁾。地域統合協定のカバーする範囲を「実質上すべての貿易」としているのは、特定の部門をターゲットにして域外国を差別するような協定を結ぶことを排除するためである。

このようにWTOが地域統合を最恵国待遇原則の例外として認めているのは、「適切に組織された場合には、加盟国の利益だけではなく非加盟国の利益をも増進させることができるのであり、政治的に見ても、地域主義こそがすべての国をより広範囲な自由貿易へと向かわせる実際的な方法だと論ずることもできる」⁽¹⁴⁾からである。すなわち、地域的に従来から密な関係にある国同士の間で交渉が行われる方が対立点が少なく、また地域統合の方が相互の監視の目も行き届くので、より迅速かつ効率的に自由化を進め、さらに、法制度の調和も含めたより深い統合に至ることも可能であると考えられる。

地域統合は特定の国を貿易相手として優遇するのであるから、必然的に他の国々を差別することにつながる。したがって、地域統合は本来多角的自由化と相容れないものであるが、にもかかわらずWTOにおいて是認されてい

るのは、地域統合が自由貿易を広めてゆくための実践的なプロセスとして利用可能であるからにほかならない。したがって、理念と整合的な地域統合とは、決してブロック化しないことはもちろん、将来世界的な自由貿易体制をつくりだすことへの貢献である。

(2) 地域統合の政治経済学分析

ヴァイナー流の分析では関税同盟の成立は与件として扱われており、これがその後どのように構造的に変化してゆくかを分析することができない。この種の分析は、保護の水準の決定を内生化したようなモデルを必要とする。その際、政府がもっぱら消費者の効用を最大化するような「最適関税」を採用すると考えるよりもむしろ保護の水準は産業界からの保護を要請するロビー活動の圧力や有権者の意向を反映すると考える方が現実的であろう。したがってそのような定式化を可能にする政府と産業の相互作用、あるいは政府が中間的な投票者の投票行動を意識するような政治経済学的モデルが必要である。そのような視点からの地域統合の理論分析はまだ初期の段階にあるが、すでにいくつかの先駆的な試みが行われている。

Grossman and Helpman [1995] では自由貿易協定はどのような形であれば政治的に支持されるかを問うている。域内貿易自由化によって損失を受ける政治的反対が強ければ自由貿易協定は維持しきれないとして、彼らが示した結果は次のようなものである。(1)自由貿易協定がもしGATTの第24条を厳密に解釈してすべての財の域内貿易を完全に自由化するならば、対外関税を高くして域内価格を引き上げれば政治的反対を抑えられる。ただし、この場合貿易転換効果が大きくなるので、国民の厚生水準は下がる可能性が大きい、(2)域内自由化によってとくに被害を受けやすいと考えられるいくつかの産業を自由貿易協定の対象から除外すると合意が得られやすい。しかし、あまり多数の産業が例外にのぼると、WTOの精神に反することになる。

貿易転換効果の大きい貿易協定では域外との貿易がより多く国内貿易に転換されるので、域外の企業の損失と引き替えに、加盟国すべての企業が高い

価格から大きな余剰を得ることができる。他方、貿易転換が小さければ、域内貿易自由化によって貿易創出が起こっても、それはある部門が輸出を伸ばす一方で他の部門は加盟国からの輸入に淘汰されるという意味で、結果はゼロ・サムである。したがって、Krishna [1998]は貿易転換効果が大きい貿易協定の方が政治的な支持を得やすいこと、そしてひとたびそのような協定が実施されてしまうと、生産者余剰を失わせるような域外に対する自由化は支持されにくくなってしまうと結論づけた。

他の政治経済学的モデルによる地域統合の分析でも、地域統合は多角的貿易自由化に反して高めの保護を選択するという結果が得られている。例えば、Panagariya and Findlay [1996]は地域統合は加盟国からの輸入から市場を保護する可能性が小さくなる一方で、域外からの輸入に対して関税を引き上げようとするロビー活動を活発化させるので、結果的に保護の水準を高めてしまうと分析した。Krueger [1997]はとくに共通関税をもたない自由貿易地域について、域内無税流通の対象製品を規定する原産地規制が保護主義的に用いられることに警鐘を鳴らしている。

このように、関税水準の決定に、国全体の利益を考慮しない産業、労働者の介入を許すと、結果的に地域統合は保守的な色合いを強めてしまい、WTOと整合的な姿にはならないことが理論的に明らかにされつつある。このことは、すなわち、地域統合に参加する国の政府の自由貿易に向けた強いコミットメントと、地域統合総体として開かれた自由貿易を貫く明確な合意、そして域内の結束を維持する相互監視が不可欠であることを示唆している。さらに、地域統合が望ましい方向に向かっているかを常にチェックするWTOの機能が形式的なものに終わらないよう、その機能が強化されることが望ましい。

結びにかえて

1990年代のラテンアメリカの経済開発は、多角的な自由化を基本として設計されている。地域主義的な動きはこの最適な状態からそれてしまうことを意味する。しかし、地域統合は貿易自由化だけではなく、さまざまな形での地域協力が拡充されて、WTOだけでは達成されないような制度的な調和や、地域レベルでのインフラ供給、サービスの自由化など、深いレベルでの統合による資源のいっそうの有効活用を可能にする利点をもっている。

FTAAの将来について展望すると、米州のほとんどの国にとって米国は「自然な貿易パートナー」であるので、貿易転換効果は小さい。メルコスルやチリがEU、APECとの関係を同時に強めようとしていることは、貿易転換を小さくするためにも重要である。こうした総合的な対応により、より貿易創出的な効果が期待できる。しかし、サブリージョナルな統合で起こったような「深い統合」にまで至るかどうかは、国ごとの発展段階の差が大きく、疑問視される。

理論的な分析で明らかになってきているように、地域統合には保護主義的になる動機が存在するので、これを監視するWTOの枠組みを整備することと、各国の多角的貿易自由化への強い政治的コミットメントを常に確認することが必要であろう。そのうえで、統合のメリットを發揮できるような経済外交を開拓することが重要である。

[注] _____

- (1) クラインシュミット・波多野 [1997], p. 10.
 - (2) 庄司 [1993].
 - (3) キューバはOASの設立メンバーであるが、キューバ危機をきっかけに1962年の外相会議において除名された。
 - (4) 第3章の谷論文はこの点をよく表わしている。
 - (5) とくにラテンアメリカ自由貿易連合（LAFTA, ALADIの前身）のような経

済の発展度合いや国内市場の規模が加盟国間で大きく異なる場合、市場狭小国はより早い自由化を望んだが、工業化が比較的進んだブラジル、メキシコ、アルゼンチンは国内市場中心思考で競争の激化を望まなかった。これがLAFTAのサブ・グループとしてのアンデス共同市場（ANCOM、現アンデス共同体〈CAN〉）結成の動機となった。ANCOMや中米共同市場は加盟国が比較的同質な市場狭小国であったために、域内自由化の進展が速く、また域内全体の分業体制を調整する工業化計画が策定され、域内貿易が拡大した。詳しくは西向〔1981〕を参照。

- (6) CEPAL〔1994〕。ただし、APECのopen regionalismでは自由化交渉の結果引き下げられた貿易障壁はGATTの最恵国原則にしたがってすべての貿易相手国に適用されるとしているのに対し、ラテンアメリカのそれは自由貿易のパートナーを増やしていくことであって、協定を結んでいない国に対しては差別的である。
- (7) EAIIは投資促進、自由貿易協定、公的債務削減の三位一体型の支援を想定したものであった。詳細は、細野〔1993〕を参照。
- (8) 実際は、域内取引にとって輸送インフラが未整備で、距離的な近さにもかかわらず輸送コストが軽視できないという問題が深刻である。
- (9) メルコスルの環境における自動車産業の立地行動については、本書第9章の小池論文を参照。
- (10) 例えば、インフレを安定させるために為替レートを一定の水準に保つコミットメントをした場合、中央銀行は通貨価値を保持するために高金利を維持しなければならない。しかし、国際金融市場がこの中央銀行の為替レート政策を信用して資本流入を続けるならば、早晚、中央銀行は高金利によって悪化した景気を回復しようと金利を下げる誘因に駆られ、実際にそうしてしまうかもしれない。投資家がこのような長期的には非整合的になりやすい中央銀行の行動を見透かして行動するならば、為替レート政策は機能せず、かえって資本逃避を招いて通貨価値の下落を余儀なくさせる。
- (11) 例えば、前注の為替レート政策の事例では、アルゼンチンが自国通貨ペソの供給量を外貨準備高の推移に厳格に同調させるカレンシー・ボード制をとり、1ペソ = 1 ドルの為替レートを法律で規定していることがそれにあたる。
- (12) Krugman〔1991〕は、世界経済が少数の大きなブロックに分かれた場合は厚生水準が減少する、とくにブロックの数が3のときに最低になるというシミュレーションを示して話題になった。
- (13) ただし、それぞれの地域統合が必要な規準を満たしているかどうかについては、WTOの検査を受けなければならない。例えば対外貿易障壁が引き上げられないかどうかについては、貿易額でウエイト付けされた平均関税率に基づいて査定されるほか、原産地規制などの対外貿易に影響を与える規則について

も検討される。ただし、この検査でこれまで問題が指摘されたことはなく、実際上ほとんど機能していない（木村 [1997]）。

(14) バグワッティ [1990].

[参考文献]

〈日本語文献〉

- 木村福成 [1997] 「地域経済統合と新しい国際経済体制」（『経済セミナー』7月号）。
- クラインシュミット, ハラルド・波多野澄雄編 [1997] 『国際地域統合のフロンティア』彩流社。
- 庄司真理子 [1993] 「米州における紛争解決システム——OASの役割の変容」（細野昭雄・畠恵子編『ラテンアメリカの国際関係』新評論）。
- 西向嘉昭 [1981] 『ラテンアメリカ経済統合論』有斐閣。
- バグワッティ, J.N. [1990] 「世界貿易体制」（小宮隆太郎・横堀恵一・中田哲雄編『世界貿易体制——ウルグアイラウンドと通商政策』東洋経済新報社）。
- 細野昭雄 [1993] 「米州関係の再編とラテンアメリカの経済統合」（遅野井茂雄編『冷戦後ラテンアメリカの再編成』アジア経済研究所）。

〈外国語文献〉

- CEPAL (Comisión Económica para América Latina y el Caribe) [1994], *El regionalismo abierto en América Latina y el Caribe*, Santiago de Chile: CEPAL.
- [1996], *Panorama de la inserción internacional de América Latina y el Caribe*, Santiago de Chile.
- Fernandez, R. [1997], “Returns to Regionalism: An Evaluation of Nontraditional Gains from Regional Trade Agreements,” Policy Research Working Paper No. 1816, World Bank.
- Frankel, J., E. Stein and S.J. Wei [1995], “Trading Blocs and the Americas: The Natural, the Unnatural, and the Super-natural,” *Journal of Development Economics*, Vol. 47.
- Grossman, Gene M. and Elhanan Helpman [1995], “The Politics of Free Trade,” *American Economic Review*, Vol. 85, No. 4, September.
- Kemp, M. and H.Y. Wan [1976], “An Elementary Proposition Concerning the Formation of Customs Unions,” *Journal of International Economics*, Vol. 6.

- Krishna, P. [1998], "Regionalism and Multinationalism: A Political Economy Approach," *Quarterly Journal of Economics*, Vol. 113, Issue 1, February.
- Krueger, A. [1997], "Free Trade Agreements versus Customs Unions," *Journal of Development Economics*, Vol. 54, No. 1, October.
- Krugman, Paul [1991], "Is Bilateralism Bad?" in E. Helpman and A. Rezin eds., *International Trade and Trade Policy*, Cambridge (MA): MIT Press.
- [1993], "Regionalism versus Multilateralism: Analytical Notes," *New Dimensions in Regional Integration*.
- Panagariya, Arvind and Royal Findlay [1996], "A Political-Economy Analysis of Free-Trade Areas and Customs Unions," in Robert C. Feenstra, Gene M. Grossman and Douglas A. Irwin eds., *The Political Economy of Trade Policy*, Cambridge (MA): MIT Press.
- Summers, Lawrence H. [1991], "Regionalism and the World Trading System," in Federal Reserve Bank of Kansas City, *Policy Implications of Trade and Currency Zones*, Kansas City.
- Viner, J. [1950], *The Customs Union Issue*, London: Stevens and Sons.